

# 公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、当運輸支局が所管している全地域\*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年9月6日から17日までの車両について平成30年9月18日まで自動車検査証の有効期間を伸長するものとする。

## 記

札幌市、恵庭市、江別市、北広島市、千歳市、石狩市、小樽市、夕張市、三笠市、岩見沢市、滝川市、美唄市、砂川市、芦別市、歌志内市、赤平市、石狩郡、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡（ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、空知郡（南幌町、奈井江町、上砂川町）、夕張郡、樺戸郡

平成30年9月7日

北海道運輸局

札幌運輸支局長

# 公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、当運輸支局が所管している全地域\*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年9月6日から17日までの車両について平成30年9月18日まで自動車検査証の有効期間を伸長するものとする。

## 記

函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅部郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、久遠郡、奥尻郡、瀬棚郡

平成30年9月7日

北海道運輸局

函館運輸支局長

# 公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、当運輸支局が所管している全地域\*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年9月6日から17日までの車両について平成30年9月18日まで自動車検査証の有効期間を伸長するものとする。

## 記

室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、虻田郡（豊浦町、洞爺湖町）、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町、むかわ町）、沙流郡、新冠郡、日高郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡

平成30年9月7日

北海道運輸局

室蘭運輸支局長

# 公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、当運輸支局が所管している全地域\*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年9月6日から17日までの車両について平成30年9月18日まで自動車検査証の有効期間を伸長するものとする。

## 記

帯広市、河東郡、上川郡（新得町、清水町）、河西郡、広尾郡、中川郡（幕別町、池田町、豊頃町、本別町）、足寄郡、十勝郡

平成30年9月7日

北海道運輸局

帯広運輸支局長

# 公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、当運輸支局が所管している全地域\*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年9月6日から17日までの車両について平成30年9月18日まで自動車検査証の有効期間を伸長するものとする。

## 記

釧路市、根室市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、野付郡、標津郡、目梨郡

平成30年9月7日

北海道運輸局

釧路運輸支局長

# 公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、当運輸支局が所管している全地域\*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年9月6日から17日までの車両について平成30年9月18日まで自動車検査証の有効期間を伸長するものとする。

## 記

北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡、紋別郡

平成30年9月7日

北海道運輸局

北見運輸支局長

# 公 示

道路運送車両法(昭和26年6月1日 法律第185号)第61条の2の規定により、当運輸支局が所管している全地域\*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年9月6日から17日までの車両について平成30年9月18日まで自動車検査証の有効期間を伸長するものとする。

## 記

旭川市、士別市、名寄市、富良野市、留萌市、稚内市、深川市、上川郡(鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、下川町)、勇払郡(占冠村)、空知郡(上富良野町、中富良野町、南富良野町)、中川郡(美深町、音威子府村、中川町)、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡、利尻郡、雨竜郡

平成30年9月7日

北海道運輸局

旭川運輸支局長